

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズBPS-CV127-9（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年10月6日付け厚生労働省発食安1006第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成24年10月15日府食第896号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成24年12月4日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズBPS-CV127-9（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月6日付け22消安第6934号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、イミダゾリノン系除草剤で処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成24年10月22日府食第932号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成21年10月6日 農業資材審議会に諮問 平成24年12月11日 家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年3月5日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 なお、イミダゾリノン系除草剤については、今後、ダイズ等の飼料の残留基準値を設定するとともに、残留実態をモニタリングする方向で検討。  <b>（施策の概要）</b>  <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

## 【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR612系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した5品種を除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年12月5日付け厚生労働省発食安1205第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成24年12月17日府食第1062号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年1月28日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統並びにアシルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した11品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年11月7日付け厚生労働省発食安1107第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年1月7日府食第7号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年1月31日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年7月12日付け厚生労働省発食安0712第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成25年1月28日府食第67号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月26日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>【リスク評価結果との関係】</b>  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ40278系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した7品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月11日付け厚生労働省発食安0111第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年1月28日府食第68号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月26日、食品の規格基準に関する告示を公布 <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

**【遺伝子組換え食品等】**

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	<b>A</b>					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年7月12日付け23消安第2112号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 （平成25年2月4日府食第87号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年7月12日 農業資材審議会に諮問 平成25年2月7日 家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月2日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。  （施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

## 【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した22品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年2月19日付け厚生労働省発食安0219第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年3月18日府食第216号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年4月24日、食品の規格基準に関する告示を公布  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	